

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年12月24日 09時20分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾西湾 石崎港第2防波堤北灯台から真方位269° 2.6海里付近 (概位 北緯37° 04.6′ 東経136° 53.1′)
事故の概要	漁船 <sup>まぐいち</sup> 菊一丸は、南南東進中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年1月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 菊一丸、0.97トン
船舶番号、船舶所有者等	IK3-4628（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5～0.6m 七尾市には、令和2年12月23日16時32分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、かき養殖施設に左舷着けで漂泊し、救命胴衣を着用した船長が、‘かきが約8個連なった約3mのロープを船内に17～18本取り込む作業’（以下「本件作業」という。）を行い、本件作業によって足元に高さ約0.15～0.20mの海水が滞留した状態になった際、風が強く、波しぶきが少しずつ船縁を越えて船内に入り込んでいたので、すぐに帰航することとした。</p> <p>本船は、船長が、約7～8km/hの対地速力で南南東進中、右舷船首方から3回続けて波を受け、打ち込んだ海水が船内に滞留して水船状態となり、転覆した。</p> <p>船長は、落水後、近くにあったかき養殖施設のブイにつかまり、知人に非防水型の携帯電話で救助を依頼し、来援した知人の船に救助された。</p> <p>船長は、病院に搬送され、低体温症と診断された。</p> <p>船長は、出港する際、強風注意報が発表されていることを知っていたものの、風及び波が穏やかで、これまでも風が吹き始めてからすぐに帰航を開始すれば危険な状態となったことがなかったので、風が吹き始めてから帰航を開始すれば問題ないと思い、本件作業を続け、気付いた時には風が強くなっていたと本事故後に思った。</p> <p>本船は、乾舷が約0.25mであった。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、強風注意報が発表されている中、船長が、風が吹き始めてから帰航を開始すれば問題ないと思い、本件作業を続けたことから、帰航の開始が遅れ、南南東進中、右舷船首方から続けて波を受け、打ち込んだ海水が船内に滞留して水船状態となり、転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、強風注意報が発表されている中、船長が、風が吹き始めてから帰航を開始すれば問題ないと思い、本件作業を続けたため、帰航の開始が遅れ、南南東進中、右舷船首方から続けて波を受け、打ち込んだ海水が船内に滞留して水船状態となり、転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乾舷の小さい船舶は、船縁を越えて海水が容易に入りやすいので、天候の悪化が予想される場合、気象及び海象の変化に十分注意し、作業中であっても風が強くなる前に余裕を持って帰航を開始すること。</li> <li>・ 乗船中は、防水型の携帯電話か携帯電話を防水パックに入れて身に付けておくこと。</li> </ul>